



安心をみんなですべて支える国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたとき、安心して医療などを受けるための制度です。

問い合わせ先 保険医療課(☎0848
⑥7 6050 FAX0848 ⑥4 2130)

今月1日からは、 新しい保険証の使用を

今月1日から、国民健康保険被保険者証(保険証)が新しくなります。医療機関などで受診する場合は、必ず新しい保険証を提示してください。



▲新しい保険証(見本)

ただし、表1に当てはまる人は、有効期限が異なります。それぞれ有効期限が切れる前に、新しい保険証を送付します。

表1

対象	有効期限	有効期限後
75歳になる人	誕生日の前日	後期高齢者医療制度に加入
65歳になる退職者の被扶養の被保険者	退職被保険者本人の末日(1日が生日の場合は、前月末日)	種別が一般被保険者になります

健康家庭表彰は 終了しました

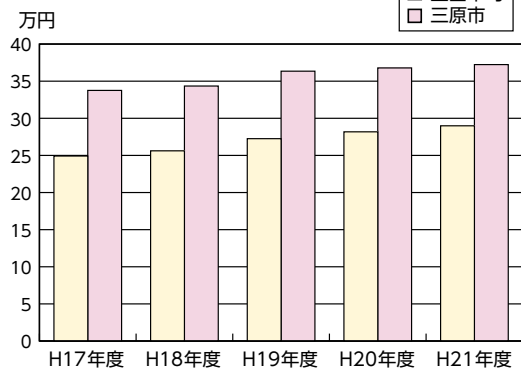
健康家庭への表彰は、本年度から廃止になりました。

増加する医療費 このままでは…

本市では、国保加入者の皆さんの医療費が年々増加しています(図1)。このまま増え続けると、国保税を増額する要因となります。

そこで、少しでも医療費を削減することをめざして、ジェネリック医薬品の促進通知サービスを始めます。

図1



▲一人当たりの年間医療費の推移(全国平均との比較)

ジェネリック医薬品って?

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許期間終了後に、新薬と品質・有効性・安全性がほぼ同等であるとして、厚生労働省の承認を受けて発売されている低価格の医薬品です。

ジェネリック医薬品に切り替えることで、皆さんの自己負担額を軽くすることができ、全体の医療費も抑えることができます。

自己負担額が 大幅に減る人に通知

市では、今月から、ジェネリック医薬品の促進通知サービスを行います。これは、病院や薬局から薬を処方されている人のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額の削減額が大きい人に通知書を送付するものです。

ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の自己負担の軽減額に関するお知らせ

国保 一部 様
平成22年8月処方分 を、現在よく流通しているジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬のみの軽減可能額は

1,100円~ です。100円未満は切り捨てています。

この明細について
本明細書では、これまであなたに処方された医薬品と、主成分が同一のジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減可能な金額を参考までにご紹介します。

薬剤	処方名	数量	単位	お薬代*	ジェネリック医薬品に切り替えることで軽減できる金額
リボス錠500mg	500mg	128.9	30.0錠	1,160	420~
レボペニシリン錠500mg	500mg	78.7	30.0錠	490	290~
レボペニシリン錠500mg	500mg	59.8	30.0錠	1,170	419~
合計				3,820	1,130~

▲送付する通知書(見本)

ジェネリック医薬品を希望する場合は、かかりつけの医師や薬剤師に相談してください。